

意見書案第1号

国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する  
意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、国際法に反するロシアの軍事侵攻に対する意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年3月7日提出

東伊豆町議会議長 稲葉 義仁 様

提出者 東伊豆町議会議員

笠井 政明

賛成者 東伊豆町議会議員

榎山 節雄  
西塚 寿男

内山 慎一

藤井 廣明

鈴木 勉

定居 利子

小日 直志

## 国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できない。

ロシアは核兵器大国であることを誇示し、国際社会からの批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せている。これは、核兵器で国際社会を威嚇するものであり、今日の世界において、決して許されるものではなく怒りを込めて非難する。さらに、今月4日にはウクライナの同国最大原発を攻撃し制圧した。万が一にも原子炉が破壊されれば、福島原発やウクライナのチェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超える放射能による世界規模の大惨事につながる危険がある。

また、国際経済において、軍事侵攻の影響を受け、原油や小麦など生活の基盤となる物資が高騰している状況にある。コロナ禍で国民の生活や経済活動が停滞しているなかでこうした事態は、国民の暮らしを直撃し経済的に破綻しかねない状況である。

このような現状に鑑み、以下の点に取り組みられることを強く要望する。

### 記

- 1 ロシアのウクライナからの撤退の要求や現地邦人の安全の確保等、国際社会との連携を図りながら、世界平和の実現に向けて最大限の努力をすること。
- 2 原油や小麦など生活の基盤となる物資の高騰を受け、政府として安定的な供給と価格を抑えるための施策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月7日

殿

静岡県東伊豆町議会

国際法に反するロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する意見書  
送付先一覧

国会及び関係行政庁

| 役職     | 氏名    | 郵便番号     | 住所                  |
|--------|-------|----------|---------------------|
| 衆議院議長  | 細田 博之 | 100-0014 | 東京都千代田区永田町<br>1-7-1 |
| 参議院議長  | 山東 昭子 | 100-0014 | 東京都千代田区永田町<br>1-7-1 |
| 内閣総理大臣 | 岸田 文雄 | 100-8914 | 東京都千代田区永田町<br>1-6-1 |
| 外務大臣   | 林 芳正  | 100-8919 | 東京都千代田区霞が関<br>2-2-1 |
| 経済産業大臣 | 萩生田光一 | 100-8901 | 東京都千代田区霞が関<br>1-3-1 |